

伊賀市上野南部地区住民自治協議会選挙運営規程

上野南部地区住民自治協議会は規約第1条の目的である、開かれた民意醸成のため会長選出選挙を行なう。規約第7条2項に定める会長選出のための選挙は、本規程の定めるところによる。

（選挙管理委員会の設置と組織・職務）

第1条 会長選出のための選挙に関する事務管理のため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は市民センター職員が行ない、委員長はセンター長が執る。

3 選挙管理委員会は2年に一度の改選時のみ組織する。

4 選挙管理委員会は次の職務を行なう

(1) 立候補者の氏名、年齢、住所その他必要な事項を地区内に告示すること

(2) 立候補者の受付、選挙事務、選挙結果の告示

(3) その他選挙に必要な事項

（立候補または推薦届出）

第2条 会長になろうとするもの（以下「候補者」という）は、当該地区に居住し成年者であること。

2 候補者は1世帯1会員とする3会員以上の推薦人の署名を添えて届け出る。（様式2）

3 立候補の届出は、告示に定められた日時までに選挙管理委員会に届け出る。

4 他人を候補者とする時は、本人の承諾を得て推薦の届出をすることができる。（様式3）

（選挙）

第3条 立候補または推薦届出が複数人の場合は選挙を行なう。

2 選挙は上野南部地区住民自治協議会実行委員及び評議員で行なう。

3 評議員は各町の人口に応じて定数を決定し、自治会長が指名する。（様式4）

4 評議員数は茅町3、池町2、恵美須町2、桑町9、東日南町1、西日南町1、愛宕町4、鉄砲町2、万町2、東忍町3、西忍町4 計33名とする。（規約第6条4項適用）

（立会演説会）

第4条 上野南部市民センターにおいて、投票人が参集のもと立会演説会を開催する。

（投票）

第5条 立会演説会終了後、直ちに投票を行なう。

2 投票は単記、無記名とする。

（開票）

第6条 投票終了後直ちに開票を行なう。

2 開票作業は選挙管理委員会が行なう。

3 立会演説会、投票、開票作業はすべて公開とする。

（無投票）

第7条 候補者が複数に及ばなかった場合又は立候補者がいない場合は、選挙管理委員会は告示を行うとともに運営委員会に諮り会長を決定する。

この運営規定は平成23年1月1日より施行する。

(様式 2)

上野南部地区住民自治協議会
会員各位

平成 年 月 日

上野南部地区住民自治協議会会長選挙立候補受付 (告示)

平成 年度上野南部地区住民自治協議会 (以下、「自治協」) 会長の選出については、自治協規約第 7 条 2 項及び選挙運営規程により、下記の通り受付を行なう。

記

- 1 選挙区 (地域) 上野南部地区 (茅町、池町、恵美須町、桑町、東日南町、西日南町、愛宕町、鉄砲町、万町、東忍町、西忍町)
- 2 定数 1 名
- 3 任期 2 年
- 4 推薦者 3 名以上 (選挙区域内会員)
- 5 告示 平成 年 月 日
- 6 受付期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 7 受付締め切り 平成 年 月 日
- 8 投開票日 平成 年 月 日

選挙管理委員会
委員長

キリトリ線

選挙管理委員会
委員長様

受付日時

上野南部地区住民自治協議会会長選挙立候補届出書

- 1 氏名 _____ 年齢 ()
- 2 住所 _____ 電話番号 _____
- 3 推薦者

推 薦 者 氏 名	住 所	電 話

上記の通り、上野南部地区住民自治協議会会長に立候補する。

(様式 3)

選挙管理委員会

委員長様

上野南部地区住民自治協議会会長候補推薦届

受付日時

1 被推薦者氏名 _____ 年齢 ()

2 住所 _____ 電話番号 _____

3 推薦者

推 薦 者 氏 名	住 所	電 話

上記の通り、上野南部地区住民自治協議会会長候補を推薦する。

平成 年 月 日

(様式 4)

評議員申請用紙

1 地区名 _____

2 評議員名

氏 名	住 所	電話番号

評議員数は茅町 3、池町 2、恵美須町 2、桑町 9、東日南町 1、西日南町 1、愛宕町
4、鉄砲町 2、万町 2、東忍町 3、西忍町 4 計 33 名とする。(規約第 6 条 4 項適用)

平成 年 月 日 届